

枚方市防災協力農地登録制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、災害が発生した場合において農地が重要な場所となることを市民等に理解してもらい、農地の保全と都市農業の振興に寄与し、かつ、災害が発生した場合における市民等の安全の確保および復旧活動の円滑化に資するため、避難空間及び復旧用資材置場等として使用できる農地（以下「防災協力農地」という。）を登録する枚方市防災協力農地登録制度を実施するにあたって、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるもので、枚方市災害対策本部が設置された災害をいう。
- (2) 避難空間 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者が避難する場所をいう。
- (3) 復旧用資材置場等 応急仮設住宅建設用資材、鋼材、材木、袋詰めセメントその他の災害復旧工事に必要と認められる資材及びこれらに準ずるものを仮置きする場所をいう。

(登録対象農地)

第3条 防災協力農地として登録の対象となる農地は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項の規定による生産緑地地区内の農地
- (2) 前号の農地以外のおおむね500平方メートル以上の一団の農地
- (3) すでに登録されている防災協力農地に接する農地

(申請及び登録)

第4条 自己の所有する農地を防災協力農地として登録しようとする者は、枚方市防災協力農地登録申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

- 2 賃貸借権等が設定されている農地又は共有物である農地を防災協力農地として登録しようとする場合においては、あらかじめこれらの権利を有する者の同意を得た上で、前項の規定による申請を行うものとする。
- 3 市長は、申請のあった農地が防災協力農地として適当であると認めたときは、当該農地を枚方市防災協力農地登録簿（様式第2号）に記載するものとする。

(登録証の交付等)

第5条 市長は前条第3項の規定により農地を防災協力農地として登録したときは、当該申請をした所有者に枚方市防災協力農地登録証（様式第3号。以下「登録証」という。）を交付する。

- 2 市長は、前項の規定による登録証を交付した場合、必要に応じて防災協力農地である旨を表示する標識を当該防災協力農地に設置するものとする。

(登録の取消し)

第6条 登録証の交付を受けた者(以下「登録者」という。)は、防災協力農地の登録を取消しようとするときは、枚方市防災協力農地登録取消届出書(様式第4号)により、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があった場合又は第3条各号に掲げる要件に該当しなくなった場合は、当該防災協力農地の登録を取り消すものとする。この場合において、当該登録者にその旨を通知するとともに、登録証の返還を求めるものとする。

(登録の期間及び更新)

第7条 防災協力農地の登録期間は、登録証を交付した日から2年を経過した日以後における最初の3月31日までとする。ただし、登録者が登録を継続しない旨の意思表示をした場合を除き、登録期間満了毎に3年間登録期間を更新するものとする。

2 市長は、前項ただし書の規定により登録期間を更新した場合は、当該更新した登録期間に係る登録証を交付するものとする。

(災害時の使用)

第8条 市長は、災害が発生した場合において、防災協力農地を避難空間又は復旧用資材置場等として使用することができる。

2 市長は、災害が発生した場合において、防災協力農地を8日以上避難空間として使用する場合又は復旧用資材置場等として使用する場合は、登録者に依頼しなければならない。

3 前項の規定による依頼は、枚方市防災協力農地使用依頼書(様式第5号)により行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭その他依頼書によらない方法により行うことができる。

(使用期間)

第9条 防災協力農地を使用できる期間は、2年以内とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、当該登録者の同意を得てこれを延長することができる。

(補償等)

第10条 防災協力農地を使用した場合の補償等については、別表に定めるとおりとする。

(原状回復)

第11条 市長は、防災協力農地の使用を終了した場合は、速やかに当該防災協力農地を使用前の状態に回復し、登録者に返還するものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、枚方市防災協力農地登録制度に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第 10 条関係）

1 避難空間として 7 日以内を使用する場合において、当該防災協力農地に立毛がある場合

立毛補償	次のいずれかの額を補償する。 (1) 立毛の収入見込み額。 (2) 農作物を作付けするため投下した種苗および肥料等の費用
------	--

2 避難空間として 8 日以上を使用する場合又は復旧用資材置場等として使用した場合

使用の区分	土地使用料	農業補償
耕作地	当該土地に係る固定資産税及び都市計画税の額に相当する額を使用月数に応じて計算した額を支払う。	当該土地における農業収入の見込み額を補償する。
不耕作地		なし

備考

- 1 原状回復に際し、土の入替えを行った土地の場合、地力低下が予測されるため、農業補償については、農業補償額を基準に 4 分の 3 を乗じて得た額を加算するものとする。
- 2 使用月数を算出する場合において、1 月未満の使用期間があるときは、当該期間を 1 月として取り扱うものとする。

枚方市防災協力農地登録申請書

年 月 日

（あて先）枚方市長

（申請者）住 所
氏 名
電話番号

次の農地について、防災協力農地の登録を受けたいので、枚方市防災協力農地登録制度実施要領第4条の規定により、申し込みます。

なお、次の農地について、災害が発生した日から7日間、避難空間として使用することを承諾します。また、災害が発生した日から8日以上避難空間として使用する必要が生じた場合又は災害復旧用資材置場等として使用する必要が生じた場合には、その使用の依頼があれば協力します。

農地の所在地	登記地目 (現況)	面積 (㎡)	市街化区域		市街化調整区域	権利者の同意欄
			生産地	市街化農地		権利者名(※)
	()					
	()					
	()					
	()					
	()					

※ 賃貸借権等が設定されている農地又は共有物である農地の場合は、権利者の同意欄に権利者が自署してください。

枚方市防災協力農地登録証

年 月 日

様

枚方市長

1 登録番号

2 登録農地の概要

所在地	登記地目	利用状況 (現況)	面積 (㎡)	備考

3 登録期間 年 月 日 から 年3月31日 まで

ただし、登録を継続しない旨の申し出がないときは、期間満了毎に3年間登録を自動的に更新するものとします。

4 使用目的および使用の要請

(1) 登録農地の使用目的は、災害が発生した場合における避難空間及び災害復旧用資材置場等とします。

(2) 登録農地を8日以上使用する場合は、市長から使用の依頼をします。

5 この証の返還

次のいずれかに該当するときは、この証を返還して下さい。

(1) 登録期間が満了した場合

(2) 登録を取り消した場合

枚方市防災協力農地使用依頼書

第 号
年 月 日

様

枚方市長

下記の農地について、
（ 8日以上避難空間として
復旧用資材置場等として ） 使用する必要が生じました

ので、枚方市防災協力農地登録制度実施要領第8条の規定により、依頼します。

記

1 使用を依頼する農地

所在地	登記地目	利用状況 (現況)	面積 (㎡)	備考

2 その他